

令和3年2月3日（水）午後6時30分  
美篤きらめき館1階第1、第2会議室

## 美篤公民館運営審議会

開 会

会長あいさつ

公民館長あいさつ

協議事項

(1) 令和2年度 美篤公民館事業報告及び会計報告

・令和3年度の公民館事業費（負担金について）

◇今年度、新型コロナの影響により行事のほとんどが中止となり来年度への繰越金が大幅に増加する見込みである。また、来年度は成人式2年分の実施や運動会を変更しての開催等、支出も増加することも予想される。つきましては、来年度地区負担金を半額として、再来年度元の金額に戻す予定でいる。この審議会でご承認をいただきたい。（事務局）

◇負担金の減額はいいことだと思う。広報等を活用し、区民に広く周知することを検討するのはどうか。（黒河内浩委員）

→団体との兼ね合いもあるが、検討したい。2月の区長会でも報告する予定のため、区長会とも相談したい。（事務局）

◆令和2年度美篤公民館事業報告及び会計報告、令和3年度公民館事業負担金について、全会一致で承認した。

(2) 美篤地区運動会の今後の検討について

◇1月にワークショップを開催し、これまでの運動会の役割や現状の課題について整理させていただいた。来年度、新たにチーム会議を設置する中で、新しい運動会の運営方法について検討する。（事務局）

◇先日のワークショップは有意義なものであった。さらに検討を進めることは賛成。  
(小田切委員)

◇以前のかたちで実施するのは難しい。来年度、試行的に新しいかたちでの運動会は賛成である。「防災運動会」については名称の検討をした方がいい。(黒河内浩委員)

◇防災は、区長会との連携も必要になってくると思うが、どのように考えているか。(黒河内浩委員)

→チーム会議にも、何名かの区長に入っていただく予定でいる。また、区長会にも説明する中で、連携していく予定でいる。(事務局)

◇運動会の見直しについては、今年度、分館長会から懸念が上がってきたことがきっかけとなったと承知している。分館長会としては、どのような見解なのか。(遠山副会長)

→先日のワークショップから分館長会が無いため、意見をまとめられていないが、方向性については理解を得られると考えている。(小田切委員)

◇ワークショップのときには、運動会に対して否定的な意見はなかった。来年度の会議では、分館長会の意見も尊重できるような会議にしてほしい。(中山委員)

◇ワークショップでは、運動会に対して肯定的な意見が多かった。新しい運動会は、「防災」に限らず、名称をよく検討いただきたい。(吉田会長)

◆美篤地区運動会の今後の検討は、事務局案に委員の意見を盛り込んだかたちで来年度検討することを全会一致で承認した。

### (3) 美篤公民館事業の反省と要望について

◇文化祭について、もう少し盛り上がるように工夫していただきたい。(黒河内浩委員)

(4) その他

- ・令和3年度の美篤公民館長の承認について

◆令和3年度の美篤公民館長について、現宮下館長の継続として全会一致で承認した。

- ・令和3年度の行事予定について

◇小学生の親子を対象とする、親子ふれあいスキー教室の令和3年度以降の中止について事務局から説明

◇中止にする経緯は？小学校としてはどう考えるか？（遠山副会長）

→近年、参加者が減少する中、経費も上がっている。費用対効果を鑑み、中止の結論に至った。（事務局）

→美篤小学校としては、小学生を対象にした事業の実施はありがたいが、参加者の減少を考えると致し方ないと考えている。（大日野委員）

◆令和3年度の行事予定について、原案のとおり全会一致で承認した。

閉会

## 美篤公民館運営審議会 会則

(名称)

第1条 この会は美篤公民館運営審議会と称する。

(組織)

第2条 この会は社会教育法第30条及び伊那市公民館条例第4条2項に則り伊那市教育委員会から委嘱された者により構成される。

(事務所)

第3条 この会の事務局は伊那市美篤公民館内に置く。

(目的)

第4条 社会教育法第29条2項に則り館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(委員の定数及び任期)

第5条 委員の定数は市条例により15名以内とし、任期は1年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

監事 1名 美篤公民館主事とする。

(役員を選任)

第7条 役員を選任は委員の互選とする。

(役員職務)

第8条 会長は会務を総理し、会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第9条 定例の会議は年度初めと年度末に行い、必要に応じ会長が招集するものとする。

(会則の改正)

第10条 会則の改正は委員出席者の過半数の賛成を得て行うものとする。

附則

この会則は平成 26 年 2 月 3 日から施行する。

○伊那市公民館条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 178 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 21 条及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項の規定により、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 公民館の名称及び位置は、[別表第 1](#)のとおりとする。

2 [前項](#)に定めるもののほか、各公民館に分館を設置することができる。

(職員)

第 3 条 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 館長の任期は、2 年とする。ただし、再任されることができる。

(公民館運営審議会)

第 4 条 法第 29 条の規定により、各公民館に、公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から伊那市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- 3 委員の定数は、15 人以内とする。
- 4 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 公民館運営審議会の仕組みと動き

### 社会教育法より抜粋

第 28 条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により当該市町村の教育委員会が任命する。

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者のあるものの中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は市町村の条例で定める。

### 伊那市公民館条例より抜粋

第 4 条 法第 29 条の規定により、各公民館に運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験者のあるものの中から教育委員会が委嘱する。

3 審議会の委員の定数は、15 人以内とする。

4 委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和2度 美篤公民館事業・講座等実施報告

分類	事業・講座名	開催日	内 容	参加人数
高齢者学級	童謡唱歌の集い	8月～3月	全8回 有賀千づる先生	登 録 者 数 43名 述ベ参加者 数 197人 (1月終了 時点)
	健康マー ジヤン教室	8月～3月	全16回 松浦和男先生	19名登録
	切り絵教室	12～2月	全3回 浦野 栄一先生	13名登録
女性学級	女性教室	7月14日	開講式・絵手紙教室	32
		8月27日	映画鑑賞会 「そして父になる」	29
		9月16日	社会見学 伊那市創造館	23
		10月13日	社会見学 大町市 (劇団四季浅利慶太記念館等)	27
		11月10日	人権同和教育 南信教育事務所 「新型コロナと人権」	26
		12月8日	クリスマスリース作り	18
		1月12日	切り絵体験	12
		2月22日	健康講演会・閉講式	
文化体育	場広山ハイキング	5月31日	育成会・分館長会・スポーツ推進 委員・スポーツ相談員会共催	中止
	美篤地区成人式	8月15日	成人式実行委員会主催・分館長会 後援	令和3年度 に延期
	美篤親睦ゴルフ大会	8月22日	地区対抗	中止

	美篤区民運動会	9月6日		中止
	イーナちゃん駅伝カーニバル	10月11日		中止
	美篤地区文化祭	11月7日、8日	作品展示（個人、団体）のみ ステージ発表は中止	来場者数 200人
	おいで塾	7月29日～31日		中止
	ふれあい親子スキー教室	2月14日	鹿島槍スキー場	中止
	トリムバレーボール大会	2月21日		中止
	早起きソフトリーグ	5月～8月		中止
	ふれあいスポーツ教室	5月～8月	ニュースポーツ、ノルディックウォーキング	中止
分類	事業・講座名	開催日	内 容	参加組数
家庭教育・青少年学級	みすず子育て広場	8月31日	開講式	19組
		9月18日	ぶどう狩り	雨天中止
		10月19日	文化祭への作品作り	17組
		11月9日	楽しいお話を聞こう	14組
		12月14日	クリスマス会 サンタが美篤にやってきました	16組
		1月17日	豆まきごっこ	15組



		2月5日	いちご狩り みはらしファーム	
		3月4日	閉校式 アルバムづくり	
	親子青空教室	8月22日	開講式・トマトの収穫	7組
		8月30日	川遊び	11組
		9月19日	稲刈り	10組
		10月31日	サツマイモの収穫、ポン菓子	8組
		12月5日	閉校式 しめ縄づくり	10組
	芽と実読 み聞かせ	9月～3月	全7回	130人
公民館運営審議会	5月29日、2月3日 (1月22日 運動会検討ワークショップ 31名参加)			
分館長会	会議 8回 分館長主事合同会議 1回 本館行事参加 (文化祭) 1回			
スポーツ相談員会	会議 5回 事業等 0回 六道運動場整備 2回			
公民館	公民館便りの発行(毎月) ホームページの更新(随時)			